福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について

平成 26 年 12 月 17 日
森　林　整　備　課

１　目　的

避難指示解除準備区域の一部が解除されるなど、今後、県内の営林活動の拡大が見込まれることから、これに伴う指定廃棄物*となる樹皮（8,000Bq/kg 以上）の発生防止を図る。

指定廃棄物*：平成 23 年 3 月に東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が付着し、一定濃度（8,000Bq/kg）を超えたものについて、環境大臣が指定したもの。

２　背　景

厚生労働省が示す「特定線量下業務ガイドライン*」において、災害復旧作業等の緊急性の高いもの以外の作業については、被ばく線量管理を行う必要のない空間線量率のもとで作業に就かせることを原則としており、営林活動についても 2.5 μ Sv/h を超える地域は、できる限り作業は行わないことが求められている。

一方、森林モニタリング調査において、2.5 μ Sv/h 以下の森林からも指定廃棄物となる 8,000Bq/kg を超える樹皮が確認されている状況にある。

特定線量下業務ガイドライン*：平均空間放射線量率が 2.5 μ Sv/h を超える場所で行う除染等業務以外の業務について定めたもの。

３　適用

（１）対象活動

営林活動による搬出を伴う立木伐採作業。

（２）対象森林

営林活動を行う福島県内の民有林。

４　確認内容

（１）伐採前の確認

林業事業体等が伐採作業を行うに当たり、次の２点を確認し、伐採・搬出の判断を行う。

ア　空間放射線量率の測定

伐採予定地の空間放射線量率を測定し、0.50 μ Sv/h*以下であれば伐採・搬出を可とする。

0.50 μ Sv/h*：福島県が行った平成 25 年度のモニタリング調査の結果、0.50 μ Sv/h 以下の森林においては、樹皮の濃度が 8,000Bq/Kg を超えたものは確認されていない。

イ　樹皮の放射性物質濃度の測定

伐採予定地の空間放射線量率が 0.50 μ Sv/h 超の場合には、抽出により樹皮の放射性物質濃度を確認し、6,400Bq/Kg*以下の場合は伐採・搬出を可とする。

6,400Bq/Kg*：測定方法等の誤差を踏まえ、8,000Bq/Kg に安全率（80%）を乗じて設定。

（２）確認手順

別紙フロー図による。

５　その他

空間放射線量率と樹皮の放射性物質濃度の関係については、今後の知見集積により変動が予測されるため、最新の調査結果をもって上記事項の内容を適時見直すこととする。